戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に、「〇・九七八」を「〇・九八三」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

〇内閣府令第十一号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官、原子力防災訓練推進官及び原子力専門調査官）	（企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官、原子力防災訓練推進官及び原子力専門調査官）
第八条　［略］	**第八条**　［同上］
［2～8　略］	［2～8　同上］
9　企画官の定数は併任の者を除き二十七人と、調査官の定数は併任の者を除き三人と、防災情報通信システム官の定数は一人と、復旧復興調整官の定数は一人と、地域原子力防災推進官の定数は四人と、原子力防災訓練推進官の定数は一人と、原子力専門調査官の定数は十人とする。	9　企画官の定数は併任の者を除き二十八人と、調査官の定数は併任の者を除き三人と、防災情報通信システム官の定数は一人と、復旧復興調整官の定数は一人と、地域原子力防災推進官の定数は四人と、原子力防災訓練推進官の定数は一人と、原子力専門調査官の定数は十人とする。
（児童手当管理室並びに企画官及び業務管理体制検査官）	（児童手当管理室並びに企画官及び業務管理体制検査官）
第五十九条　［略］	**第五十九条**　［同上］
［2～5　略］	［2～5　同上］
6　業務管理体制検査官は、命を受けて、参事官の職務のうち子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十六条第一項及び第四項並びに第五十七条の規定による事務を助ける。	6　業務管理体制検査官は、命を受けて、参事官の職務のうち子ども・子育て支援法第五十六条第一項及び第四項並びに第五十七条の規定による事務を助ける。
7　企画官の定数は併任の者を除き四人と、業務管理体制検査官の定数は二人とする。	7　企画官の定数は併任の者を除き三人と、業務管理体制検査官の定数は二人とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第八条第九項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

〇内閣府令第十二号

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第二十四条第二項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由）	（令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由）
第五十八条　令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。	**第五十八条**　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　月の途中において特定地域型保育（居宅訪問型保育（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第三十七条第一号に掲げる保育に係るものに限る。）に限る。）を受けることができない日数が一月当たり五日を超えること	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。